

第 2 期大阪府食の安全安心推進計画（案）の修正について

該当ページ	記載事項（修正前）	記載事項（修正後）	備考
2	（平成 21 年）11 月～3 月 国内 9 県で高病原性鳥インフルエンザの発生	平成 22 年 11 月～3 月 国内 9 県で高病原性鳥インフルエンザの発生	訂正
4	◆貝毒の監視 大阪湾沿岸に生息する二枚貝等の毒化に対して、貝毒の原因となる有害プランクトンの定点調査を年間通して実施し、状況に応じて貝毒検査を実施しました。 また、潮干狩りシーズン中の 3 月～6 月にはアサリの貝毒検査を毎月実施し、アサリの安全対策を図りました。	◆貝毒の監視 大阪湾沿岸に生息する二枚貝等の毒化に対して、貝毒の原因となる有害プランクトンの発生状況を監視し、必要に応じてアサリ・アカガイ・トリガイ・シジミの二枚貝の貝毒検査を実施しました。 また、潮干狩りシーズン中の 3 月～6 月には泉南地区潮干狩り場等（二色浜、男里川河口域）におけるアサリの貝毒検査を毎月実施し、アサリの安全対策を図りました。	3 章の記載 内容と統一
36	⑳ BSE 発生時の体制について（食の安全推進課） BSE 検査により、と畜場内での発生が確認された場合、「BSE 発生時の措置マニュアル」に基づき迅速に関係機関へ連絡し、と畜場内の消毒等衛生対策を講じます。 平成 23 年度末までに、府域での BSE 発生はありません。 また、年度毎に連絡体制の見直しを行います。 <u>なお、BSE 対策に関しては、国は食品安全委員会へ健康影響評価を諮問し、BSE 対策の見直しを検討するとともに、国際獣疫事務局（OIE）に対して、「無視できる BSE リスク」の国の認定に向けての申請手続きを進めており、その動向が注目されています。こうした国の動向を見ながら、</u>	⑳ BSE 発生時の体制について（食の安全推進課） BSE 検査により、と畜場内での発生が確認された場合、「BSE 発生時の措置マニュアル」に基づき迅速に関係機関へ連絡し、と畜場内の消毒等衛生対策を講じます。 平成 23 年度末までに、府域での BSE 発生はありません。 また、年度毎に連絡体制の見直しを行います。 (削除)	パブコメを 参考に修正

	府としても風評被害が起こらないよう「大阪府食品健康被害防止審議会」等のご意見を伺うなど、BSE 対策の見直しを検討します。		
39	③⑩ リスクコミュニケーションの実施（食の安全推進課・保健所） 府民の様々な疑問や不安に答えられるよう、テーマや対象者の選び方、開催・運営の仕方などを工夫し、効果的なリスクコミュニケーションを実施します。	③⑩ リスクコミュニケーションの実施（食の安全推進課・保健所） 府民の様々な疑問や不安に答えられるよう、テーマや対象者の選び方、開催・運営の仕方などを工夫し、効果的なリスクコミュニケーションを実施します。 テーマ（例）： <u>放射性物質、BSE、添加物 など</u>	パブコメを参考に修正
40	③⑫ 大阪府ホームページ及び食の安全安心メールマガジンによる情報提供（食の安全推進課・関係室課） 大阪府ホームページ及びメールマガジンにより、緊急情報や自主回収情報など、食の安全安心に関するタイムリーな情報を府民に提供します。また、メールマガジンの登録者の拡大を図り、より多くの府民に必要な情報を提供できるように努めます。	③⑫ 大阪府ホームページ及び食の安全安心メールマガジンによる情報提供（食の安全推進課・関係室課） 大阪府ホームページ及びメールマガジンにより、緊急情報や自主回収情報など、食の安全安心に関するタイムリーな情報や食品関連事業者の自主的な取組の情報を府民に提供します。また、メールマガジンを普及するなど、より多くの府民に必要な情報を提供できるように努めます。	パブコメを参考に修正
42	③⑪ 食品衛生講習会の実施など（食の安全推進課・保健所・関係室課） 食品衛生に関する正しい知識の普及啓発を図るため、府民及び食品関係営業者・従事者等に対し、関係部局と連携しながら食品衛生講習会等を実施します。	③⑪ 食品衛生講習会の実施など（食の安全推進課・保健所・関係室課） 食品衛生や食品表示に関する正しい知識の普及啓発を図るため、府民及び食品関係営業者・従事者等に対し、関係部局と連携しながら食品衛生講習会等を実施します。	パブコメを参考に修正